

指定給水装置工事事業者廃止，休止若しくは再開届出要領

既に三芳水道企業団に提出してある指定給水装置工事事業者の廃止，休止若しくは再開があった場合は，廃止，休止若しくは再開のあった日から30日以内に，下の区分に従って書類を提出してください。

郵送等での届出も可能です。

給水装置工事事業者証（原本）を紛失してしまっている場合は，任意様式で，紛失届を提出してください。

法人事業者	様式第11 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書	定款若しくは寄附行為	登記簿の謄本	給水装置工事事業者証 (原本)
廃止	○			○
休止	○	○	○	○
再開	○	※添付書類は，新規指定と同じ書類を提出してください。		

個人事業者	様式第11 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書	住民票の写し若しくは外国人 登録証明書の写し	給水装置工事事業者証 (原本)
廃止	○		○
休止	○	○	○
再開	○	※添付書類は，新規指定と同じ書類を提出してください。	

様式第 11

指定給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書
再開

三芳水道企業団
企業長 殿

令和 年 月 日

届出者 印

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事事業者の廃止
休止の届出
再開

をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。